



2024年7月1日

各 位

会 社 名 N I S S O ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員兼CEO 清水 竜一
(コード番号：9332 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員兼CFO兼グループ企画本部長
早川 直規
(TEL. 045 - 514 - 4323)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年7月1日開催の取締役会において、当社グループ会社の従業員に対して、当社の従業員持株会であるN I S S Oホールディングス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）向け株式インセンティブ制度（以下「本スキーム」といいます。）の導入を決定し、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年12月2日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 223,700株（注）
(3) 処 分 価 額	1株につき846円
(4) 処分価額の総額	189,250,200円（注）
(5) 処 分 方 法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます。（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。） (N I S S Oホールディングス従業員持株会 223,700株) なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません。
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注)「処分する株式の数」及び「処分価額」は、本スキームの適用対象者となりえる最大人数である当社グループ会社の従業員1,226名に対して、当社普通株式を付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本スキームに対する同意確認が終了した後の、本スキームに同意する当社グループ会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大1,226名）及び当社グループ会社が定める従業員の勤続年数に応じて規定する1名当たりの付与株式数（1年以上3年未満：最大215名（1名当たり100株）、3年以上：最大1,011名（1名当たり200株））に応じて確定する見込みです。具体的には、上記(5)に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分価額の総額」となります。

2. 処分の目的及び理由

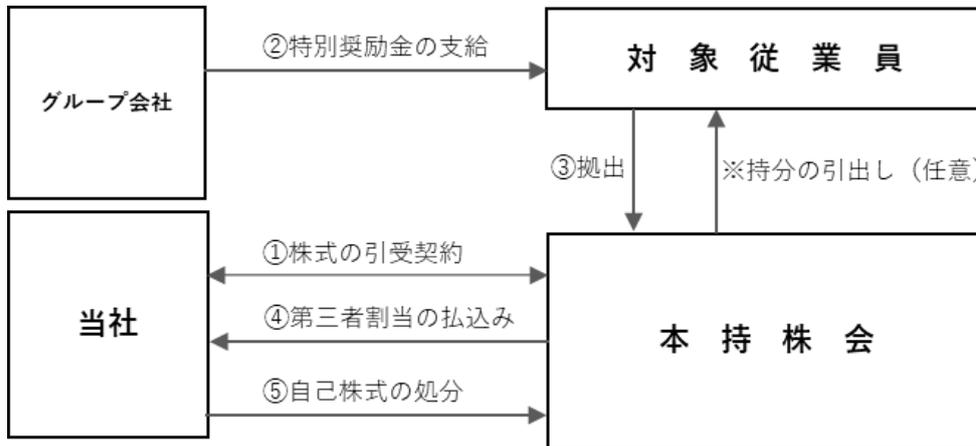
当社グループ会社従業員に対して、福利厚生の拡充策として財産形成の一助とすることに加え、当社グループ会社従業員が、株主の皆さまとの価値共有を進めるとともに経営への参画意識を高めること、更には従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的とし、本スキームを導入することを決定いたしました。

本スキームは、対象従業員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大223,700株を持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2024年3月31日現在の発行済株式総数34,024,720株に対し0.66%（小数点以下第3位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。）であり、2024年3月31日現在の総議決権個数327,578個に対し0.68%です。

【本スキームの仕組み】

- ① 当社と本持株会は自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社グループ会社は対象従業員に特別奨励金を支給します。
 - ③ 対象従業員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ④ 本持株会は対象従業員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当について払込を行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
- ※ 対象従業員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。



3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、当社普通株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である846円としております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 か月（2024年5月29日～2024年6月28日）	837円	1.08%
3 か月（2024年3月29日～2024年6月28日）	831円	1.81%
6 か月（2023年12月29日～2024年6月28日）	833円	1.56%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の違憲確認手続は要しません。

以 上